

【令和3年度からの変更点について】

制度改正により、所得段階と食費上限額が見直され、下記のとおり変更されました。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり) 「令和2年度(令和3年7月31日まで)」

負担段階	所得要件	預貯金等の 資産の状況 ※2	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	
第1段階	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	※1 世帯 市民税 非課税 老齢福祉年金受給者の方						
第2段階	前年の合計所得金額+ 年金収入額が80万円以下		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
第3段階	前年の合計所得金額+ 年金収入額が80万円超の方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	



居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり) 「令和3年度(令和3年8月1日から)」

負担段階	所得要件	預貯金等の 資産の状況 ※2	居住費				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	
第1段階	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	※1 世帯 市民税 非課税 老齢福祉年金受給者の方						
第2段階	前年の合計所得金額+ 年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
第3段階①	前年の合計所得金額+ 年金収入額が80万円超 120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】
第3段階②	前年の合計所得金額+ 年金収入額が120万超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 【1,300円】

()内の金額は、介護老人保健施設に入所した場合または、短期入所生活介護(ショートステイ)を利用した場合の金額です。

【】内の金額は、短期入所生活介護(ショートステイ)または、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)を利用した場合の金額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離をしている)配偶者(事実婚を含む)も市民税非課税である必要があります。

※2 非課税年金(遺族年金・障害年金)も含まれます。

また、「預貯金に含まれるもの」とは、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの(金・銀など)を指します。

*第2号被保険者は、利用者段階に関わらず、預貯金の資産が、単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

*不正があった場合、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。